

選定療養費(追加の自己負担額)について

2024 年度の診療報酬改定に基づき、2024 年 10 月 1 日から、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）を**患者さんの希望**で使用する際に、選定療養費として新たに患者さんの自己負担額が発生します。

対象となる場合

外来患者さんの院内処方・院外処方で、以下の対象医薬品について、**患者さんの希望**で長期収載品（先発医薬品）を処方した場合

対象となる医薬品

- 後発医薬品が発売されて 5 年以上経過した長期収載品（先発医薬品）
- 後発医薬品への置き換え率が 50%以上の長期収載品（先発医薬品）

※いずれの場合も、バイオ医薬品は選定療養費の対象外です。

選定療養費(追加の自己負担額)について

先発医薬品と後発医薬品の価格差の 2 分の 1 相当の料金が選定療養費としてかかります。

別途消費税も必要です。

詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

- » 厚生労働省「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」